

## 「評価書」の手続

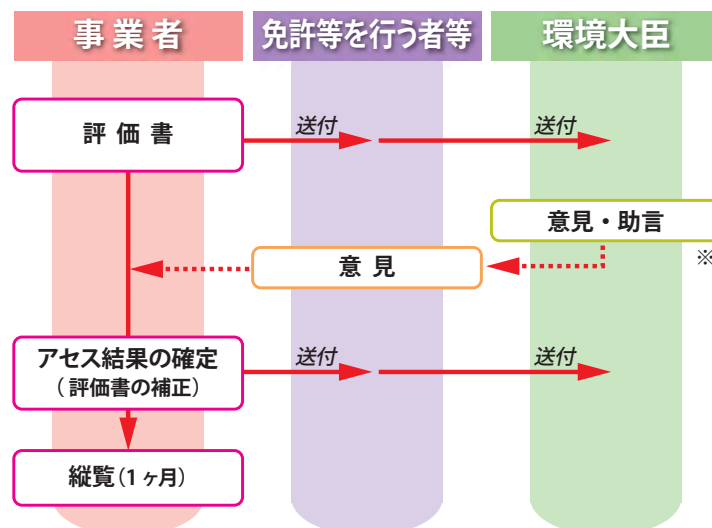
準備書の手続が終わると、事業者は準備書に対する都道府県知事等や一般の方々からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「環境影響評価書」（評価書）を作成します。

作成された評価書は、事業の免許等を行う者等と環境大臣に送付されます。環境大臣は必要に応じて事業の免許等を行う者等に環境保全の見地からの意見を述べ、事業の免許等を行う者等は環境大臣の意見を踏まえて事業者に意見を述べます。

事業者は意見の内容をよく検討し、必要に応じて見直した上で、最終的に評価書を確定し、都道府県知事、市町村長、事業の免許等を行う者等に送付します。また、評価書を確定したことを公告し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所やウェブサイトなどで、1ヶ月間縦覧します。

なお、評価書を確定したことを公告するまでは、事業を実施することはできません。

### 評価書の手続



※都道府県知事等が免許等を行う者等である場合、都道府県知事等は環境大臣に助言を求めよう努めなければならない。

### トピック 5 環境大臣の意見提出

環境アセスメントは、事業者が中心となって、環境保全の観点からよりよい事業計画を考えていく仕組みです。そこで、環境アセスメントの結果が適切かどうかを事業者以外の者が意見を述べることで、より適切な環境配慮を求めることが適当です。環境影響評価法では、環境の保全に責任を持つ環境大臣が、国が免許等を行うすべての事業について、必要に応じて意見を述べるのが規定されています。

法改正後は、配慮書手続、評価項目等の選定段階及び報告書手続において環境大臣が意見を述べる機会が新たに設けられました。

## 事業内容の決定への反映

評価書が確定し、公告・縦覧が終わると環境アセスメントの手続は終了します。

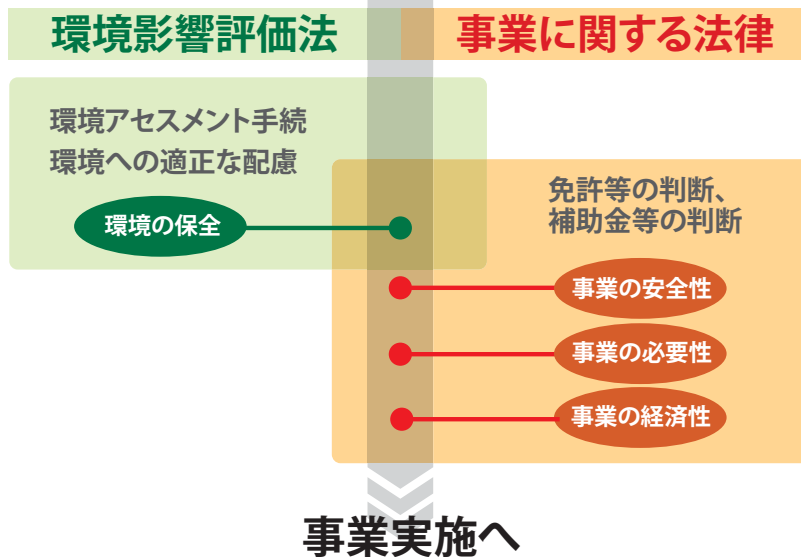
しかし、環境アセスメントが行われることが目的ではなく、その結果が実際の事業計画に反映されることが重要です。

環境影響評価法の対象となる事業は、国などの免許等を受けたり、国の補助金等を受けたりして行う事業や、国が自ら行う事業などです。つまり、事業を行ってよいかどうかを、行政が最終的に決定できます。

しかし、事業に関する法律（道路法、鉄道事業法など）に基づく免許等や補助金等の交付に当たっては、事業が環境の保全に適正に配慮しているか否かについて審査されていない場合があります。

そこで、環境影響評価法では、環境の保全に適正に配慮されていない事業については、免許等や補助金等の交付をしないようにするなどの規定を設けています。

## 事業のプロセス



### トピック 6 情報交流の拡充

様々なところにある環境に関する情報を有効活用するためには、事業者が事業計画についてきめ細かく丁寧に情報提供し、多くの住民の方々などから環境情報を収集するような情報交流がとても重要になります。

法改正前の環境アセスメント手続では、事業者による環境アセスメント図書の内容の説明会は準備書段階でのみ義務付けられていました。しかし、図書の分量が多く、内容も専門的になっていること等を踏まえ、改正法では方法書段階での説明会が義務付けられました。これにより、地域住民など環境保全の見地からの意見のある人は、調査・予測・評価の実施前に事業者からの説明を受けることができるようになりました。

また、インターネットを利用した環境アセスメント図書の公開を義務付け、より多くの方々からの意見提出が期待できるような仕組みとなっています。

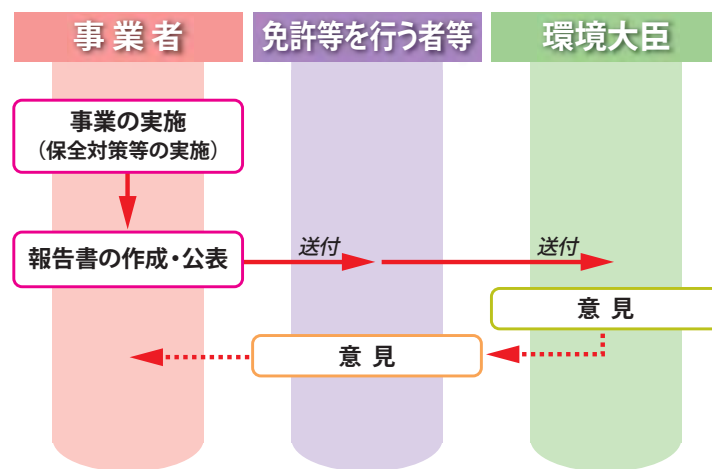
適切な情報交流は、環境情報の収集に役立つだけでなく、事業の意思決定にあたっての合意形成にも効果があるものと見込まれます。

## 「報告書」の手続

評価書の手続が終わり、工事に着手した後でも、工事中や供用後の環境の状態などを把握するために、様々な調査を行います。このような調査を事後調査といいます。事後調査の必要性については、環境保全対策の実績が少ない場合や不確実性が大きい場合など、環境への影響の重大性に応じて検討します。事業者は、この検討結果を踏まえ、事後調査を行う必要性について判断し、評価書に記載します。

事業者は、工事中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、工事終了後に図書にまとめ、報告・公表を行います。これを報告書手続といいます。

### 報告書の手続



## 特例

### 事業が都市計画に定められる場合

- ・事業者の代わりに、都市計画を定める都道府県等が手続を行います。
- ・環境アセスメントの手続は、都市計画を定める手続とあわせて行われます。
- ・環境アセスメントの結果は、都市計画にも反映されます。
- ・報告書手続は都市計画事業を実施する事業者が行います。

### 港湾計画の場合

- ・事業ではなく、計画についての環境アセスメントで、港湾管理者が手続を行います。
- ・配慮書手続、スクリーニング、スコoping、報告書手続は行われません。

### 発電所の場合

- ・方法書や準備書に対して、国（経済産業省）も意見を述べます。
- ・報告書手続は報告書の公表のみとなっています。

## 4. 地方公共団体の環境アセスメント制度

### 地方公共団体の制度の現況

すべての都道府県とほとんどの政令指定都市には、環境アセスメントに関する条例があります。

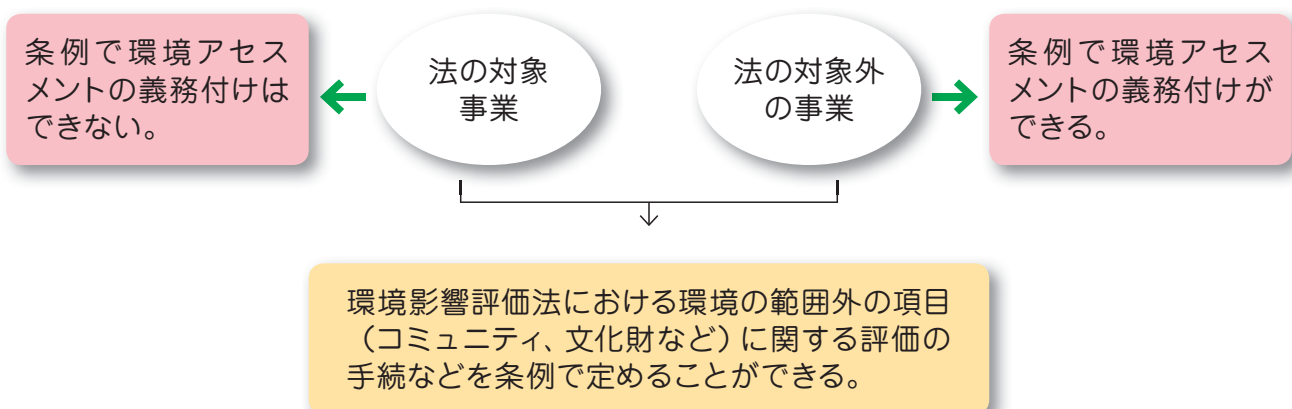
地方公共団体の制度は、環境影響評価法と比べ、法対象以外の事業種や小規模の事業を対象にする、公聴会を開催して住民などの意見を聴く、第三者機関による審査の手続を設けるなど、地域の実情に応じた特徴ある内容となっています。

### 環境影響評価法と条例の関係

地方公共団体の環境アセスメント制度は、地域の環境保全のためにとっても重要な役割を果たしています。しかし、一つの事業について、環境影響評価法と地方公共団体の制度による手続が重複して義務付けられることは、事業者にとって過度の負担となってしまいます。

そこで、環境影響評価法では、地方公共団体の環境アセスメント条例との関係についての規定を置き、手続が重複したり、法の手続の進行が妨げられることのないように配慮しています。

#### 環境影響評価法と条例の関係



#### トピック7 配慮書手続と報告書手続における法と条例の関係

改正法により新たに追加された配慮書手続と報告書手続における環境影響評価法と地方公共団体の環境アセスメント条例との関係については、以下のように整理されています。

##### ▶第2種事業における配慮書手続の取扱い

法は全国的な観点から必要な制度を定めたものであり、規制の限度を定めるものではないため、法に基づく配慮書手続が行われない事業に関しては、地域の自然的、社会的条件から判断して必要に応じ条例に基づく配慮書手続を課することができます。

##### ▶報告書手続の取扱い

法に基づく報告書手続は、それが終了するまで事業の実施を禁止するものではないため、地域の自然的、社会的条件から判断して必要に応じ条例に基づく報告書手続を課することができます。

## 5. 環境アセスメントをより詳しく知りたい人のために

### 環境影響評価情報支援ネットワーク

環境省では、環境アセスメントに関する情報について、インターネットによる情報提供を行っています。

URL : <http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>

環境影響評価情報支援ネットワークでは、次のような情報を提供しています。

- ・環境アセスメントの事例検索
- ・地方公共団体の環境アセスメント制度
- ・環境アセスメントに関する研究会・検討会情報 等

### 環境影響評価書の閲覧

国の環境アセスメント制度による環境影響評価書の閲覧を希望される場合は、環境省環境影響評価課へお問い合わせ下さい。

環境省 総合環境政策局 環境影響評価課

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 25階

TEL：03-3581-3351 (代表)

FAX：03-3581-2697



環境影響評価法に基づく環境アセスメントに関するご意見・ご質問は、環境省環境影響評価課または、[sokan-hyoka@env.go.jp](mailto:sokan-hyoka@env.go.jp) までお寄せください。(ただし、個々の事業の環境アセスメントに対するご質問には、お答えしかねますのでご了承下さい。)